

「登録統計調査員」を 募集しています ～登録のご案内～



小田原市

総務課 情報統計係



小田原市では、「登録統計調査員」を随時募集しています
このご案内は、調査員の仕事の内容や登録の方法について、**Q&A**の形で掲載しています
ぜひご一読いただきますようお願いいたします

Q1 登録統計調査員とは？

A 国では「国勢調査」を始めとした様々な統計調査を行い、その結果（データ）をとりまとめ、政策等に活用しています。主な統計調査は、国の委託により、市町村等が実施します。

統計調査員は、調査実施に伴い、調査の対象者を確認、巡回訪問し、調査を依頼して回答を得る役割を果たしますが、小田原市では、統計調査員の仕事ができる方をあらかじめ登録し、調査実施の度に、登録者の中から統計調査員をお願い（任命）する方式をとっています。この登録者が「登録統計調査員」と呼ばれます。

さらに詳しく

国は、統計に関する法律（統計法）により、公的な統計調査の実施について基本的事項を定めています。

統計調査員は、統計法に定めがあり、その身分は「非常勤の公務員」となります。

統計調査員には、調査従事の都度、規定の報酬が支払われます。



Q2 統計調査員の仕事は、具体的にどんなものか？

A お願いする統計調査の種類にもよりますが、通常、次のような流れで仕事が進みます。

- 1 **調査員への任命**（任命前に、登録調査員の方々に従事可能かどうかを打診します。打診する範囲は、必要人数や調査の実施区域等により、異なります。）
- 2 **説明会に出席**（調査の具体的実施方法を市職員が説明します。）
- 3 **調査対象者の確認**（どなたを調査するかを確かめます。）
- 4 **調査依頼**（巡回訪問等により、調査への協力を依頼します。）
- 5 **回答の確認**（調査票の回収点検等、回答状況を確認します。）
- 6 **報告**（調査票を提出する等して、市に結果を報告します。）

さらに詳しく

お願いする統計調査のうち大規模なものは、次のとおりです。調査の実施年は、各調査により異なります。

統計調査は、間隔を置いて実施されますので、必ずしも毎年調査をお願いするわけではありません。

調査名	概要
国勢調査	全人口・世帯の実態を把握するため、5年ごと実施します。
経済センサス	全企業等の実態（基礎調査）や、経済活動の状況（活動調査）を把握するため、各調査別に5年ごと実施します。
農林業センサス	全農林業従事者について、実態を把握するため、5年ごと実施します。
住宅・土地統計調査	住宅及び世帯の居住状況等の実態を把握するため、5年ごと実施します。

これ以外にも、いくつかの小規模な調査があります。

Q3 登録に条件はあるのか？ 資格が必要？

A 統計調査員の仕事に資格は不要です。また未経験でも大丈夫です。
ただし、周囲の信頼に応えながら、仕事を的確に遂行していく責任感が必要です。

さらに詳しく

具体的には、次の全ての条件に当てはまる方が登録できます。

- 原則20歳以上であること
- 責任をもって、調査事務を遂行できること
- 秘密の保護に関し信頼がおけること(守秘義務があります)
- 税務、警察、選挙に直接関係していないこと(調査の中立性のためです)
- その他調査活動に支障のないこと

なお、年齢の上限等はありませんが、できるだけ長く活動していただけることが望まれます。

Q4 勤務条件などは？

A おおむね次のとおりです。

○ 従事期間

統計調査員に任命された場合の従事期間は、調査の種類にもよりますが、おおむね1か月～2か月程度です。なお、勤務日や勤務時間の定めは原則ありませんので、他のお仕事との兼務、家事や育児等のご都合に合わせることも可能です。

○ 活動場所

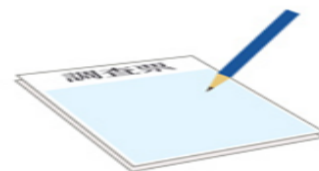
通常は、お住いの地域周辺の調査対象者を巡回訪問いただきます。

○ 報酬

統計調査ごとに国が定める金額になります。調査の種類や規模、受け持ち件数等によりますが、通常およそ3～5万円です。調査終了後（1、2か月後）、ご指定の金融機関の口座に振り込みます。

○ その他

調査従事中に万一事故等に遭った場合、規定の補償があります。研修会や従事年数等に応じた表彰制度があります。



Q5 調査員登録をしているのは、どんな方？

A 様々な方々に登録いただいています。パート職のある方や家事育児中の方も、時間のやりくりをしながら活動されています。
性別を問わず、また、年代層も幅広くなっています。

Q6 訪問調査は大変ではないのか？

A 中には調査対象者の協力が得にくいケースなどもありますが、誠実に対応していれば問題ありません。また、市職員等がサポートしていきますので、ご安心ください。

Q7 調査員登録の手続は、どのようにすればよいのか？

A お手数ですが、ご本人確認等のため、次のとおりお願いします。

- 1 小田原市の統計担当課に連絡し、この案内を読まれたこと、登録手続をされたい旨をお伝えください
- 2 担当課職員が面接させていただきますので、その日時を調整します。
- 3 履歴書を準備します。なお、添付の様式をお使いになれます(市販の様式でも構いません)。
- 4 所定の日時に、履歴書持参の上、面接場所(小田原市役所4階 行政情報センター内)へお越しいただきます。
面接では、調査員の仕事について詳しく説明します。
- 5 面接終了後、登録申請書(用紙は用意します)をその場でお書きいただき、登録完了となります。

※登録完了後は、統計担当課が登録者名簿に記載し、必要に応じて各調査への従事をお願いをします。また、統計調査員研修会の開催のご案内等、随時ご連絡を差し上げます。

※住所等の変更、また登録の継続が難しくなったような場合は、統計担当課までご連絡をお願いします。

※小田原市のインターネットホームページでもご案内しています。

(トップページから「統計」で検索してください)

国の人口データ(例 平均寿命)や経済データ(例 GDP)などは、統計調査の結果です。その他、調査結果は国や自治体の政策決定に幅広く役立っています。

統計調査員の仕事は、これらの調査結果を支える大変やりがいのある仕事です。

ぜひ登録をご検討ください。

お問い合わせ・登録手続の連絡先

〒250-8555 小田原市荻窪300

小田原市 総務課 情報統計係

電話 0465-33-1295

